

公式競技会における違反行為に対する懲罰基準

本懲罰基準は、公益財団法人日本バスケットボール協会（JBA）基本規程第 165 条〔競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰〕に基づき定める。

1. 〔競技及び競技会における違反行為〕

JBA または都道府県協会、各種連盟等が主催する競技会に対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

2. 〔公式競技会における懲罰〕

公式競技会においては、それぞれ規律委員会を設置し、本基準に従い、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない。

3. 〔退場〕

競技中の審判による退場の対象となる違反行為のうち、下記(1)から(9)の行為について、規律委員会が更に懲罰を科すべきと判断した場合は、JBA バスケットボール競技規則、第 36 条テクニカル・ファウル、第 37 条アンスポーツマンライク・ファウル、第 38 条ディスクォリファイング・ファウル、第 39 条ファイティングに従って審判が下した懲罰に加え、戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還および出場資格の停止(当該競技会において次試合から当該競技会全ての試合・競技会をまたがる場合も含む)のいずれかを科すものとする。

- (1) 著しい反則行為
- (2) きわめて危険な行為
- (3) 審判の判定に対する執拗な非難、抗議等
- (4) 審判、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- (5) 乱暴な行為
- (6) 不正な行為 → 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- (7) きわめて反スポーツ的な行為
- (8) 審判に無断で抗議のためにコートを離れる行為
- (9) その他きわめてスポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む）

4. 〔その他の違反行為〕

競技及び競技会における違反行為のうち 3. 〔退場〕に定めるものを除く行為に対する懲罰は下記(1)から(5)のとおりとする。

(1) 選手等による競技場又はその周辺関連施設における故意による器物破損行為

罰則：戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還および出場資格の停止(当該競技会において次試合から当該競技会全ての試合・競技会をまたがる場合も含む)のいずれかを科すものとする。

(2) 競技者登録証等の偽造・変造

競技者登録証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書、コーチ証等を偽造又は変造した場合

罰則：戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還および出場資格の停止のいずれかを科すものとする。

(3) 競技会 AD カード等の不正使用

競技会において主催者から発行される AD カード等を不正に使用した場合

罰則：不正に使用した AD カード等に見合う入場料を支払った上で、戒告および譴責のいずれかを科すものとする。

(4) 出場資格の無い選手の公式試合への不正出場（未遂を含む）

罰則：

出場させた(させようとした)推薦団体 → 戒告および譴責のいずれかを科すものとする。

出場させた(させようとした)チーム → 戒告・譴責・没収・賞の返還および出場資格の停止のいずれかを科すものとする。

(5) 競技会の公式行事への参加

競技会の公式行事(代表者会議・開会式・閉会式・表彰式その他大会主催者が参加を指示した行事)を大会主催者への連絡もせず許可なく欠席した場合

罰則：戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還・出場資格の停止および資格の降格剥奪のいずれかを科すものとする。

(6) その他の違反行為

本基準に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が基本規程及び本基準の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、基本規程第 10 章「懲罰」第 2 節 懲罰の種類に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。

ただし、都道府県協会等の規律委員会が本基準を適用して懲罰を適用する場合、事前に JBA の規律委員会委員長の承認を得なければならないものとする。

5. [出場停止処分を繰り返した場合]

同一競技会において繰り返し出場停止処分に相当する違反行為を行った場合、出場停止処分の原因が同一でなくとも、基本規程第 10 章「懲罰」第 2 節 懲罰の種類に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。

2016 年 2 月 10 日制定

2016 年 4 月 12 日改訂

2017 年 12 月 25 日改訂